

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

沖縄県特別支援教育推進計画
(令和4年度～令和13年度)

令和4年9月

沖縄県教育委員会

目 次

1		
2		
3	第1章 基本方向	
4		
5	1 特別支援教育推進計画策定の趣旨	1
6		
7	2 基本的な考え方	2
8	(1) 特別支援教育に関する考え方	
9	(2) 特別支援教育を巡る状況の変化	
10	(3) これからの特別支援教育の方向性	
11		
12	3 特別支援教育推進計画の性格	4
13		
14	4 特別支援教育推進計画の計画期間	4
15		
16	5 特別支援教育推進計画の進行管理	4
17		
18		
19	第2章 施策の展開	
20		
21	1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化	5
22	(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実	
23	(2) 就学相談や学びの場の検討等の支援	
24	(3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実	
25	(4) 高等学校における学びの場の充実	
26	(5) 特別支援学校における教育環境の整備	
27	(6) 交流及び共同学習の推進	
28		
29	2 特別支援教育を担う教員の専門性向上	20
30	(1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性	
31	(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性	
32	(3) 特別支援学校の教員に求められる専門性	
33		
34	3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上	26
35	(1) ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進	
36	(2) 教員の情報活用能力の向上と校務のICT化	

1	4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	29
2	(1) 就学前からの連携	
3	(2) 在学中の連携	
4	(3) 卒業後の連携	
5	(4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒への対応	
6	(5) 障害のある外国人幼児児童生徒への対応	
7	(6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進	
8		
9	成果指標一覧	39
10		
11	用語解説一覧	41
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

第1章 基本方向

1 特別支援教育推進計画策定の趣旨

沖縄県特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、沖縄県の現状と課題を把握し、具体的な施策推進のための計画として策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的とするものです。

これまでの国の動向については、平成24年7月の中央教育審議会分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告され、平成26年1月20日に国連の「障害者の権利に関する条約」への批准に続き、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務づけられています。同年、発達障害者支援法も改正され、発達障害者に対する適切な教育支援が行われるよう細かく規定されました。令和3年1月には、国の中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」で新時代の特別支援教育の在り方が示され、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）が出されるなど、新たな展開への対応も求められています。

また、本県においても、平成26年4月から「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、共生社会の実現に向けた様々な施策が展開されるなど障害者を取り巻く環境は、大きな変化の時季に進んでおります。

本県では「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「沖縄県教育振興基本計画」、「第5次沖縄県障害者基本計画」「第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画」が策定され、さらに「沖縄県教育大綱」の策定が予定されています。

沖縄県教育委員会では、インクルーシブ教育システム^{*1}構築のための特別支援教育の推進の在り方や今後の方向性について、効率的かつ効果的な施策展開を図るために、国の動向を踏まえながら、長期的・総合的観点に立って将来の展望を示していきます。

*1 インクルーシブ教育システム

障害のある者と無い者が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様で柔軟な学びの場を用意し行う教育システム。

2 基本的な考え方

1 (1) 特別支援教育に関する考え方

2 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支
3 援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力
4 を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行
5 うものです。また、特別支援教育は、発達障害のある幼児児童生徒も含めて、障害により
6 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもので
7 す。

8 併せて、共生社会の実現に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ
9 教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するととも
10 に、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズ^{*2}に
11 応じて最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備し、特別支援
12 教育の充実を着実に進めていく必要があります。

13 そのため、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ
14 て、基礎的環境整備^{*3}と合理的配慮^{*4}を基に幼児期から高等学校・特別支援学校高等部
15 卒業に至るまで、的確かつ具体的な指導や関係機関と連携した幅広い支援を充実していく
16 必要があります。

17 (2) 特別支援教育を巡る状況の変化

18 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の
19 高まり、就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援学校や小中学校の特
20 別支援学級に在籍する児童生徒数が大幅に増加するなど、特別支援教育をめぐる状況が変
21 化しています。

22 また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学びの場の充実に向け、通級による指導^{*5}
23 や交流及び共同学習^{*6}を推進するなど、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったも
24 のとなることが求められています。

25 「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省平成31年3月）では、障害の有無に関わら
26 ず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するため、障害のある子供と
27 障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する機会を設ける
28 ことは、大きな意義を有するものとしています。

29 *2 教育的ニーズ

30 子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や
31 教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの。

32 *3 基礎的環境整備

33 合理的配慮の基礎となる環境整備。障害のある児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じて、学校の設置者
34 や各学校がその充実を図っていく必要がある。

1 小学校・中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設で
2 介護等体験を行うことが義務付けられており、令和元年度からは、小学校教員等の養成を
3 目的とする教職課程においては、発達障害や軽度の知的障害をはじめとする特別支援教育
4 の基礎的内容が義務付けられるなど、全ての教員に特別支援教育に関する専門性が求めら
5 れています。

6 学校現場における管理職を含めた現職教員に対する研修についても、更なる充実を図っ
7 ていく必要があります。

8 (3) これからの特別支援教育の方向性

9 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築
10 し、特別支援教育を進展させていくために、可能な限り共に教育を受けられる学びの場の
11 整備を図る必要があります。

12 また、幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に
13 応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学
14 校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていくことが
15 必要です。

16 これらを推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとと
17 もに、年間を通じて計画的・継続的に交流及び共同学習が行われるよう、各学校等の連携
18 が求められています。

19 さらに、障害のある児童生徒の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよ
20 う、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図
21 っていきます。

22 これらの方向性を実現するため、

- 23 ・ 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化
- 24 ・ 特別支援教育を担う教員の専門性向上
- 25 ・ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

26 を図っていきます。

28 *4 合理的配慮

29 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための
30 必要かつ適当な変更及び調整。特定の場合において必要とされるものであり過度の負担を課さないものをいう

31 *5 通級による指導

32 通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を
33 克服するため、その障害の状態に応じて「特別な教育課程」による指導を行う教育形態。通級による指導は、
34 その指導を必要とする児童生徒が、自校においてあるいは、「通級指導教室」が開設されている他校に通い、
35 または巡回によって指導を受ける。

36 *6 交流及び共同学習

37 障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流や共同学習
38 の総称。授業のみならず課外活動や学校以外の地域での活動も含まれる。

3 特別支援教育推進計画の性格

1
2 (1) 国の施策や県の総合的な計画等との整合を図りつつ、新しい時代に対応した
3 本県における特別支援教育の在り方についての基本的な考え方や新たな視点と方
4 向性を示すものです。

5 (2) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の充実を目指し、
6 教育的ニーズに応える多様で柔軟な学びの場とその基盤となる環境整備や人材育
7 成等を図るためのものです。

8 (3) 就学前から、在学中、卒業後への移行支援まで、関係機関との連携強化によ
9 る切れ目のない支援体制の整備、充実を図るためのものです。

4 特別支援教育推進計画の計画期間

12
13 この計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。この
14 間、沖縄県教育大綱、沖縄県教育振興基本計画等の改訂や成果指標の中間目標
15 (令和8年度)の達成状況等に応じて、見直しを図ります。

5 特別支援教育推進計画の進行管理

18
19 本計画に基づく教育施策の進捗状況を把握し、成果指標の達成状況等を踏まえ
20 て、取組を強化・工夫するなど、柔軟な見直しを行いながら効果的に特別支援教
21 育の推進を図っていきます。

第2章 施策の展開

1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化



(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実

【現状】

- 就学前の学びや支援は、認定こども園、保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」とする）のほか、児童発達支援センター・民間の療育センターなど多様な場で行われています。
- 個別の教育支援計画*⁷や個別の指導計画*⁸の作成を必要とする幼児が増加するなど、障害の早期発見・早期支援のニーズが指摘されています。
- 発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、不適切な対応による二次的な課題を生じるケースもあります。

【課題】

- 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、障害のある幼児の指導・支援のため、園内特別支援委員会*⁹の設置や特別支援教育コーディネーター*¹⁰の指名、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を進める必要があります。
- 幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部へ途切れることなく支援（個別の教育支援計画、個別の指導計画等の引き継ぎ）できる体制づくりが求められています。

【取組の方向性と施策】

- ① 早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、保健・医療・福祉部局と幼稚園等が連携して障害のある幼児の状況を把握することが重要です。このため、障害の早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実に取り組みます。
 - ◆障害のある幼児の状況を把握するため、乳幼児健診や就学時健診の活用を図ります。
 - ◆乳幼児健診や就学時健診等における気付きを保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な就学・教育相談につなぐ取組を推進します。
 - ◆幼稚園等間の接続については、各市町村保育主管課、各市町村教育委員会との連

*7 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として児童生徒が所属する教育機関において作成される計画。

携を推進していきます。

② 園長等のリーダーシップのもと、園内特別支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を行うことが重要です。また、障害のある幼児の指導については、全教職員が個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解し連携に努めます。

◆園長や副園長、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

◆特別な支援が必要な幼児の実態把握、幼児のニーズに応じた支援、保護者や医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携、園内支援体制確立のため、研修の実施や巡回相談の活用を促進します。

③ 家庭との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用することに取り組みます。

◆保護者が気軽に相談できるような場所や機会を用意し、幼児養育・療育の相談と併せて、将来の見通しに対する不安を取り除くような取組を推進します。

◆個別の教育支援計画等の各種様式や作成手順・活用方法について保護者に明示するとともに、特別支援学校の教職員による助言・援助を行います。

④ 就学後の適切な支援のためには、幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部との円滑な接続を図ることに取り組みます。

◆個別の教育支援計画、個別の指導計画、「新サポートノートえいぶる^{*11}」等を活用するなど、教育上の合理的配慮を含む支援の内容などを確実に引き継ぎます。

◆幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部の教職員との意見交換や合同の研修会の実施を推進します。

◆幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部との相互の保育参観及び授業参観などを通じて継続的な連携を推進します。

*8 個別の指導計画

障害のある児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、個別の教育支援計画や学習指導要領などを踏まえ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて指導目標や指導内容などをより具体的に明記した指導計画。

*9 園内特別支援委員会

幼稚園等園内において支援を必要とする幼児の実態把握や保育の方針等について話し合い、職員間の共通理解を図る場。小学校等の学校においては校内特別支援委員会などの名称が使われる。

*10 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っている。

*11 新サポートノートえいぶる

ご本人のプロフィールや支援の経過等の記録を一冊にまとめ、必要な情報をつづるオリジナルファイル。各ライフステージにおいてスムーズな情報の引き継ぎおよび共有が図られることで、一貫したよりよいサポートが受けやすくなることを目的に、「沖縄県障害者自立支援協議会療育・教育部会特定テーマ別支援ファイルキット」で作成。

成果指標 1-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援教育コーディネーターを指名している幼稚園等の割合 (%)	—	80.0	100

※就学前の相談支援や小学校・特別支援学校小学部との接続等の充実のため、幼稚園等（公立幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園）で特別支援教育コーディネーターを指名している割合を成果指標とし、目標値を100%とします。

(2) 就学相談や学びの場の検討等の支援

【現状】

- 平成25年の学校教育法施行令の改正により、就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会が保護者の意向や専門家の意見を踏まえて総合的に判断しています。
- 市町村教育委員会の教育支援委員会等で調査・審議対象となった障害のある幼児児童生徒の数は大幅に増加しています。
- 市町村教育支援委員会の運営は内容が多岐に渡るため運営ノウハウを含む細かな引継ぎが必要となっています。
- 「障害のある子供の教育支援の手引き」（文部科学省令和3年6月）で教育的ニーズの変化に伴う柔軟な学びの場の変更の重要性が示されました。

【課題】

- 教育的ニーズに最も適した就学先を決定するため、就学相談を担当する者には、適切な情報提供、実態把握、相談、資料作成等に関する多岐に渡る専門性が求められています。
- 適切な学びの場について教育委員会等を中心に様々な関係者が多角的客観的に検討していくことが求められています。

【取組の方向性と施策】

- ① 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かな就学・教育相談を実施することに取り組みます。

◆乳幼児健診や就学時健診等における気付きを、保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な教育相談につなぐ取組を推進します。

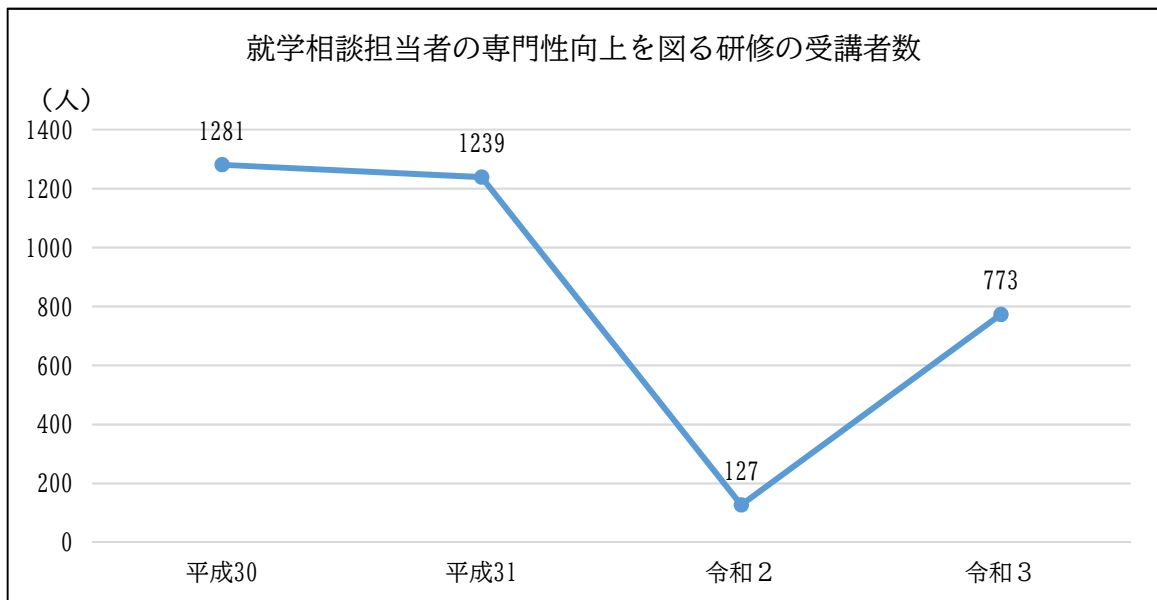
◆市町村教育委員会の就学相談担当者を対象とした研修の充実を図ります。

- ② 学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある児童生徒が連続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画に基づき柔軟に見直されるよう取り組みます。

- ◆市町村教育委員会における学びの場の判断について、必要に応じて県教育委員会や特別支援学校は指導・助言を行います。
- ◆特別支援学校のセンター的機能を活かし、早期の教育相談、体験入学、交流及び共同学習などの推進を図ります。

成果指標 1-2	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
就学相談担当者の専門性向上を図る研修の受講者数 (人)	773	1,500	1,800

※就学相談や適切な学びの場の検討を担当するための多岐に渡る専門性を担保するため、研修（就学支援スキルアップ研修、市町村連絡協議会、特別支援教育コーディネーター研修）の受講者数を成果指標とし、目標値を1,800人とする。



※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症蔓延による影響のため大幅に減少。

(3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実

【現状】

- 通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、合理的配慮の提供や特別支援教育支援員*12による支援などが行われています。
- 平成29年度から通級による指導の担当教員の国による定数化が進められるなど、学校における特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の指導体制は段階的に充実してきています。
- 児童生徒の特性に応じた支援や特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ交

流及び共同学習の充実を図っています。

【課題】

- 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、学校全体で特別支援教育をより一層推進していく必要があります。
- とくに通級による指導が必要な場合には、より専門性の高い通級による指導を受けられるよう、様々な工夫を講じて行っていく必要があります。
- 教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うため、学びの場の柔軟な見直しができるようにする必要があります。
- 学びの連続性を重視し、特別支援学級における学習指導の充実と児童生徒の可能性を伸ばす進路指導の充実を図る必要があります。
- 障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進することが重要です。

【取組の方向性と施策】

① 校長がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメント^{*13}を行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障害のある児童生徒への指導・支援の質の向上を図っていきます。

◆各学校における特別支援教育への取組を推進するため、特別支援教育管理職研修等の充実を図ります。

◆特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備が図られるよう、特別支援教育コーディネーター養成研修会等の充実を図ります。

② 通常の学級での指導方法の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級における特別の教育課程の編成、自立活動の指導の充実を図ります。

◆ユニバーサルデザインや合理的配慮を前提とする学級経営・授業づくりを推進します。

◆GIGAスクール構想^{*14}等を踏まえたICT機器、障害の状態に応じた支援機器等を整備し、その効果的な活用を推進します。

◆個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用を推進します。

◆特別支援学級における教育課程の改善や自立活動の指導に関する教員研修の充実を図ります。

*12 特別支援教育支援員

教育上特別の支援を必要とする児童の学習または生活上必要な支援に従事する職員。基本的生活習慣の確立のための日常生活上の介助や学習支援、学習活動等における介助などを行う。

*13 カリキュラムマネジメント

学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、地域や学校の実態等に即し、学校の特色を生かした適切な教育課程を編成、実施するとともに、絶えず評価、改善していくことを、カリキュラム・マネジメントという。各学校では、教育課程の編成において、カリキュラム・マネジメントとして学校教育全体を通して育成すべき学力と、各教科等で育成すべき資質・能力との相関・関連を図りつつ、教育活動全体を主体的に改善していくことが重要となる。

- 1 ③ 特別支援学級の児童生徒が、特別支援学級に加え、在籍する学校の通常の学
2 級（交流学級）の一員としても活動するような取組を行います。
- 3 ◆障害の特性や個々の学習の状況等を勘案しつつ、学級活動や給食等については可能な
4 限り共に行います。
- 5 ◆児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同学習で実施することが可能なものについて
6 は、年間指導計画等に位置付けて、計画的に実施します。
- 7 ④ 児童生徒の教育的ニーズに応じて、通常の学級における指導と通級による指導
8 を組み合わせて指導を行うことが適切な場合の支援体制を整えていきます。
- 9 ◆通級による指導の担当教員が近隣の小中学校を巡回して行う指導を推進します。
- 10 ⑤ 校内教育支援委員会等の充実を図り、教育的ニーズの変化を十分に把握し、専
11 門家の意見も取り入れ、学びの場の柔軟な見直しができるように取り組んでい
12 きます。
- 13 ◆児童生徒の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の
14 状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、柔軟に学びの場の
15 見直しを行います。
- 16 ◆定期的な教育相談等により、個別の教育支援計画の評価・検討を行い、学びの場の変
17 更についての保護者との合意形成を図ります。
- 18 ⑥ 特別支援学級における学習指導の充実、自立と社会参加に向けたキャリア教育
19 の充実を図ります。
- 20 ◆学びの連続性を重視し、学級担任間や教科担任等との連携により、各教科等の学習を
21 充実させます。
- 22 ◆児童生徒の希望等を踏まえ、キャリアパスポート^{*15}の活用や高等学校等への進学を
23 含めた進路指導の充実を図ります。
- 24 ⑦ 学校施設については、バリアフリー法の改正等により、一定規模以上の新築
25 等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校等
26 が追加されたことを踏まえて、バリアフリー化を推進します。

27
28
29 *14 GIGAスクール構想

30 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含
31 め、多様な子供達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教
32 育ICT環境を実現する政策。

33 *15 キャリアパスポート

34 児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホーム
35 ルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしな
36 がら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

1 ◆文部科学省において設定した 令和7（2025）年度末までのバリアフリー化の整備目
2 標の達成に向けて取組を推進します。

3 ◆学校が広く地域住民にとっての心のバリアフリーを発信する機能を有していくことを
4 目指します。

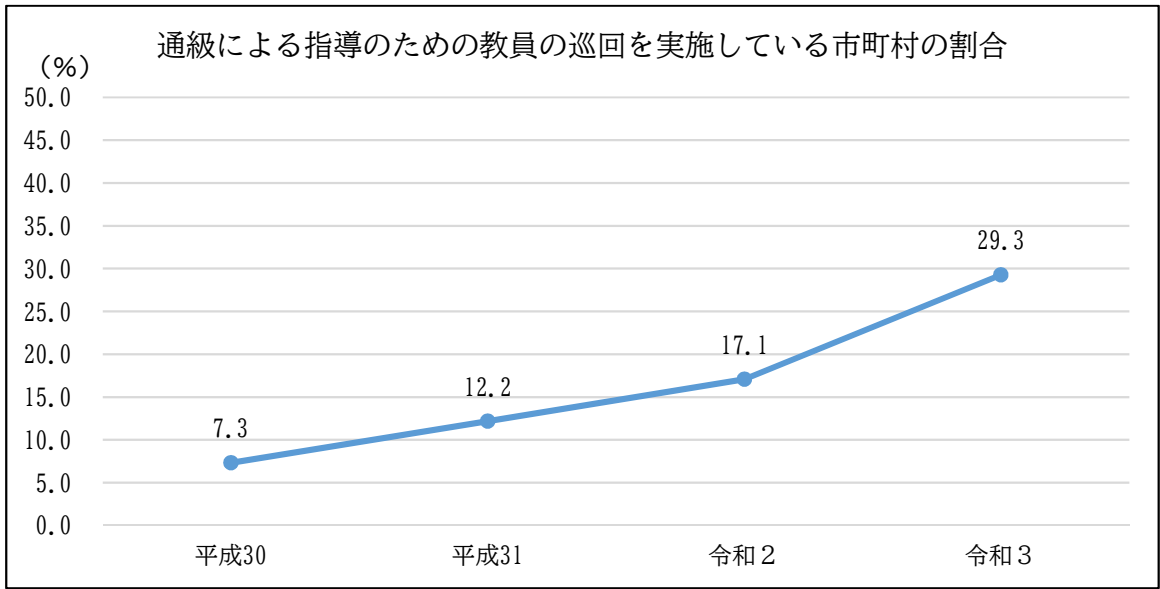
5

成果指標 1－3	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
通級による指導のための教員の巡回を実施している市町村の割合（％）	29.3	39.0	48.8

6 ※通級による指導が必要な場合でも、他校通級が難しいケースが多いことから、担当教
7 員が小中学校を巡回して指導を行う取組を推進するため、通級による指導のための教員
8 の巡回を実施している市町村の割合を成果指標とし、目標値を48.8％（20市町村程度）
9 とする。

10

11



12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

(4) 高等学校における学びの場の充実

【現状】

- 高等学校入学者選抜において、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が進んできており、実際に配慮を行った学校数・生徒数は増加してきています。
- 高等学校における通級による指導や中重度の知的障害のある生徒のための学びの教室（ゆい教室）など、学びの場の充実が図られてきています。
- 特別な支援が必要な生徒が高校に進学するに当たって、中学校等から引き続き切れ目なく、個々に必要な支援が行われるような体制づくりが進んでいます。

○高等学校における通級による指導を平成30年度から実施しており、自立活動の指導を行っています。

【課題】

○障害のある生徒に対しては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、なお一層の適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。

○通級による指導を実施する高等学校の学びの充実を図るとともに、本人や保護者も含めた関係者に対して、キャリア教育の視点に立った指導の意義について共通理解を図ることも必要です。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

【取組の方向性と施策】

- ① 校長のリーダーシップのもと、入学前、入学者選抜、入学後のいずれの場面においても、適切な教育相談や合理的配慮がなされるよう取り組んでいきます。
 - ◆中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会で支援・連携について協議を行うことで、中学校と高等学校の円滑な接続を図ります。
 - ◆小中学校で個別の教育支援計画等の作成がされていない場合でも、必要に応じて個別の教育支援計画等を作成・活用し、生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等を行います。
- ② 生徒自身の進路に対するニーズや学習の状況に応じて学べるよう、教育環境の充実を図ります。
 - ◆生徒の実態に応じた学び直しなど、より多様なコース制を導入する等の取組を行います。
 - ◆特別支援教育支援員の配置や通級による指導の拡充など、引き続き高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の学習環境の整備に取り組めます。
- ③ 本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための支援体制の構築を図ります。
 - ◆通級による指導などを通し、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実を図ります。
 - ◆卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、関係機関との連携を促進します。
 - ◆障害者手帳等の取得による、いわゆる「障害者雇用枠」を利用した就労も含めて、各高等学校は特別支援学校との連携を強化します。

成果指標 1-4	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
通級による指導を実施している県立高等学校の数(校)	2	5	10

1 ※高等学校における学びの場の充実を図るため、平成30年度から通級による指導を実施
 2 しているが、取組の推進を図るため、実施している高等学校の数(現状値2校)を成果
 3 指標とし、目標値を10校とする。

4

5 (5) 特別支援学校における教育環境の整備

【現状】

- 特別支援学校の高い専門性を活かして、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援し、生活上や学習上の困難を改善または克服するための、適切な指導及び必要な支援を行っています。
- 特別支援学校学習指導要領の改訂で、初等中等教育全体の改善・充実の方向性や障害のある児童生徒の学びの連続性を重視し、特に知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づき整理されました。

【課題】

- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の各教育部門については、小中学校、高等学校に準じて確かな学力の定着を図るとともに、各障害種における教育の充実を図っていくことが重要です。特に知的障害教育に関して、3つの柱で整理された目標の達成に向けて、教育計画策定や授業改善に取り組む必要があります。
- 障害の種類や障害の状態等によっては、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の専門家の知見を活用して指導に当たる必要があります。
- 特別支援学校における指導の充実を図るため、外部専門家を活用した専門性向上のための研修の充実を図る必要があります。
- 特別支援学校は、特別支援教育のセンター校として地域の学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされており、その役割はますます重要となっています。
- 特別支援学校の在籍者数の増加により教室不足が続いており、特に中部地区においては大きな課題となっています。

6 【取組の方向性と施策】

7 ① 各教育部門において、次の教育の重点事項について一層の推進を図ります。

8 ア 視覚障害教育部門

9 ◆幼児児童生徒数が減少する中で、集団による学習機会の保障を行うため、ICT機器
 10 等を活用した他校との交流や全国の視覚障害特別支援学校との連携など、充実し

1 た学習環境の構築を図ります。

2 ◆視覚補助具*16やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等
3 各種教材の効果的な活用を通して、幼児児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主
4 体的な学習ができるようにするなど、視覚障害の状態等を考慮した指導方法の工
5 夫・改善を図ります。

6 ◆乳幼児からの教育相談や小中学校の弱視特別支援学級の支援、中途視覚障害者に対
7 する相談等、視覚障害教育のセンター的機能の充実を図ります。

8 ◆専攻科においては、国家資格の取得などに向けた様々な取組を行い、やりがいのあ
9 る職業として、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の魅力を発信します。

10 イ 聴覚障害教育部門

11 ◆幼児児童生徒一人一人の聴覚障害の状態に応じたコミュニケーション手段（音
12 声、文字、手話、指文字等）を活用し、生きる力と学習の基礎となる言語力・コ
13 ミュニケーション力の向上を図るために、職員研修を充実させ、聴覚障害教育の
14 専門性向上に努めます。

15 ◆視覚的に情報を得やすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピ
16 ュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の充実を図ります。

17 ◆乳幼児からの教育相談や小中学校の難聴特別支援学級の支援等、地域における聴覚
18 障害教育のセンター的機能の充実を図ります。

19 ◆聴覚障害のある幼児児童生徒の情報の保障にかかわるコミュニケーション手段とし
20 ての手話等について、教職員、保護者等に対する研修の充実を図ります。

21 ウ 知的障害教育部門

22 ◆よりよく生活を工夫していこうとする意欲を高めるため、学びの連続性を重視
23 し、各教科等の目標・内容を踏まえた教科等の指導や自立活動の指導の充実を図
24 ります。

25 ◆幼児児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的
26 ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標・観点別評
27 価を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図ります。

28 ◆幼児児童生徒の知的障害の状態や学習環境、経験等に応じて、教材・教具や補助用
29 具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用
30 し、指導の充実を図ります。

31
32 *16 視覚補助具

33 視覚障害者、特に弱視者が見えにくさを補助する目的で、生活場面や学習場面や使用する補助具のこと。ルー
34 ペや拡大読書器、単眼鏡、遮光眼鏡などが存在する。近年ではタブレット端末なども視覚補助具として使用が
35 認められている学校もある。

1 工 肢体不自由教育部門

2 ◆体験的な活動を通した的確な言語概念等の形成を図ります。

3 ◆身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫する
4 とともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の充実を図りま
5 す。

6 才 病弱教育部門

7 ◆身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器
8 等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用
9 し、指導の充実を図ります。

10 ◆病弱教育を担う特別支援学校の役割も大きく変化しており、これまでの慢性疾患等
11 だけでなく、心身症へ対応するよう、地域の医療、福祉、保健等との連携を密にし
12 ながら教育の充実を図ります。

13 ② 障害の種類や障害の状態等に応じた指導を行うとともに、重複障害のある幼 14 児児童生徒の指導の充実、外部専門家等と連携した取組の推進を図ります。

15 ◆校長のリーダーシップのもと、研究指定校、校内研修等の取組を推進するととも
16 に、県外研修、総合教育センターの長期研修等による高い専門性のある人材育成を
17 推進します。

18 ◆臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の外部専門家を
19 活用した研修等により、指導の充実、教員の専門性向上を推進します。

20 ◆県内外の外部専門家を活用し、校内研修や公開研修会等の充実に継続して取り組み
21 ます。

22 ③ 自立活動の指導、キャリア教育と就労支援、生涯学習への意欲を高める取 23 組、ICT機器の活用等の充実を図ります。

24 ◆一人一人の幼児児童生徒の実態に応じた自立活動の指導の更なる充実を図ります。

25 ◆各学校でキャリア教育の全体計画を策定し、幼稚部・小学部段階からのキャリア教
26 育の充実と新たな職域も含めた就労支援の充実を図ります。

27 ◆生涯学習への意欲を高めるため、社会教育施設等の活用を図るとともにスポーツ、
28 芸術文化活動の体験的な取組を推進します。

29 ◆各学校の校内情報化推進計画に合理的配慮のためのICT機器活用方針を示し、障害
30 の状態等に応じた指導の充実を図ります。

31 ④ 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的 32 機能を充実させ、小中学校、高等学校等への支援体制の整備に取り組んでいき 33 ます。

34 ◆校内体制のさらなる充実を行うとともに、特別支援教育コーディネーターの育成、

1 資質向上を図ります。

2 ◆巡回アドバイザー*¹⁷や専門家チーム*¹⁸の派遣による地域の学校等への支援を充実
3 させます。

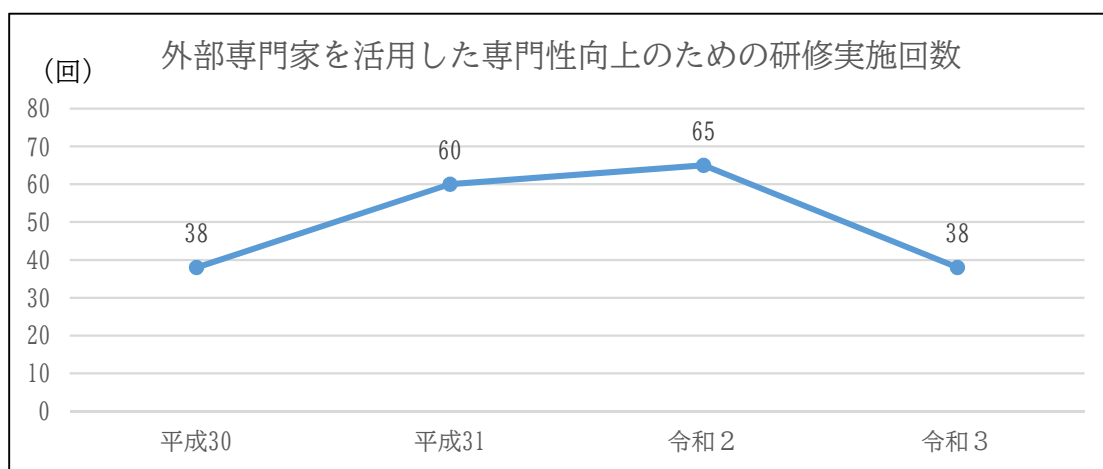
4 ⑤ 特別支援学校の教室不足や特に中部地区における過密化の解消に向けた施策の
5 推進により、教育環境の改善を図ります。

6 ◆県立特別支援学校編成整備計画に基づき、中部地区に新たな特別支援学校の設置に
7 向けた取組を推進します。

8 ◆国が示す特別支援学校設置基準を踏まえ、適切な教育環境の整備を推進します。
9

成果指標 1-5	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
外部専門家を活用した専門性向上のための研修実施回数(回)	38	66	88

10 ※特別支援学校における指導の充実を図るため、外部専門家を活用した専門性向上のため
11 の研修の充実を図る必要があることから、外部専門家（臨床心理士、理学療法士、作
12 業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等）を活用した専門性向上のための研修実施回数を
13 成果指標とし、目標値を88回（1校あたり年間4回程度）とする。



25

26

27

28

29 *17 巡回アドバイザー

30 通常の学校からの要請をうけて、特別支援学校の職員が巡回アドバイザーとして各教育事務所を通して派遣さ
31 れる。通常の学校における障害のある子への支援などの指導助言を行う。

32 *18 専門家チーム

33 専門的な立場から、発達障害等の判断や学校及び特別支援教育巡回アドバイザーへの指導助言を行う。各教育
34 事務所にて専門家チームが構成されている。

35

1 (6) 交流及び共同学習の推進

【現状】

- 幼稚園の教育要領、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。
- 小学校、中学校では、多くの学校で通常の学級と特別支援学級での交流及び共同学習を実施しています。
- 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校の学校間交流は、近隣校を中心に実施しています。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学区にある学校で行う居住地校交流は、小学部を中心に実施しています。

【課題】

- 全ての幼稚園等、小学校、中学校、高等学校において交流及び共同学習を推進する必要があります。
- 特別支援学校だけでなく、地域の障害者施設、障害者団体等との交流の機会も活用することが必要です。
- 交流及び共同学習を通して、幼児児童生徒が人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながるよう、取り組む必要があります。

2

3

【取組の方向性と施策】

4

- ① 小学校、中学校では、特別支援学級の児童生徒が通常の学級で交流及び共同学習を行う場合、指導目標、指導内容、指導方法等について評価・検証し、必要な改善を行います。

5

6

- ◆特別支援学級における年間を通じた指導と交流及び共同学習について、教育的ニーズを踏まえた必要な改善を行います。

7

8

- ◆交流及び共同学習の成果を踏まえ、教育的ニーズの変化に応じた学びの場の柔軟な変更を推進します。

9

10

- ② 学校間交流は、学校全体で組織的・継続的に取り組む体制を整えることを推進します。

11

12

- ◆事前の準備、実施後の振り返り等も含めて、教育課程・年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組みます。

13

14

- ◆イベントのような形だけでなく、日常において無理なく継続的に行う活動を推進します。

15

16

- ◆オンラインの活用なども含めた多様な方法での活動を推進します。

17

18

- ③ 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が地域との結び付きを強めるため、

1 居住する地域の学校との継続的な交流及び共同学習を推進します。

2 ◆居住地校交流では、例えば、地域の小学校、中学校に副次的な籍^{*19}を置くような
3 実質的で具体的な運用を図るなど、学校間の連携・協力で地域の学校で共に学ぶ
4 取組を推進します。

5 ④ 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校では、地域の障害のある人との触れ
6 合いなどにより、共生社会を形成する豊かな人間性を育むとともに、お互い
7 を尊重し合う大切さを学ぶ機会を作る取組を推進します。

8 ◆保育所における障害児保育及び幼稚園等における特別支援教育の充実を図り、幼
9 児期から互いの存在を認め合えるよう取組を推進します。

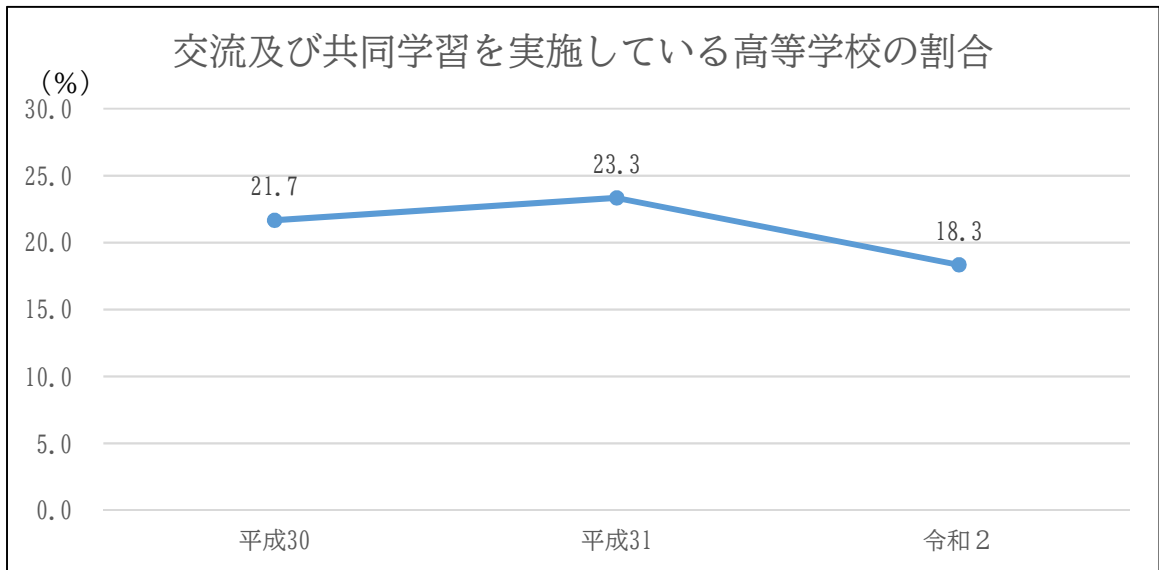
10 ◆地域の障害者施設や障害者団体等と連携し、共に活動する機会を推進します。

31 *19 副次的な籍

32 副次的な籍とは「副学籍的対応」のことで、特別支援学校に学籍のある幼児児童生徒が、居住地校交流等を実
33 施する際に教育的観点から行われる合理的配慮を含めた物心両面の対応である。具体的には、交流学級の机や
34 ロッカー等に交流予定者の記名をする等の物理的対応や事前に紹介資料の作成・共有、事後に感想文を共有す
35 ること等が想定される。「副学籍的対応」を行うことで、両校それぞれの幼児児童生徒が、お互いを正しく理
36 解し連帯感や自己肯定感が育まれ充実した取組となると考えられる。

成果指標 1-6	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学校等との交流及び共同学習を実施している県立高等学校の割合 (%)	18.3	80.0	100

※高等学校における交流及び共同学習を推進するため、特別支援学校等（障害者施設、団体等を含む）との交流及び共同学習を実施している高等学校の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

2 特別支援教育を担う教員の専門性向上



1
2

(1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性

【現状】

○小学校教員等を養成する教職課程では特別支援教育の基礎的内容の1単位以上の修得、小学校・中学校教諭の普通免許状の取得には介護等の体験が義務付けられています。

【課題】

○発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提とし、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。

○特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する考え方を多様な教育的ニーズのある児童生徒がいることを前提とした学級経営・授業づくりに活かしていくことが必要です。

○学校全体でインクルーシブ教育システムの理念を共有し、特別支援教育の充実を図っていくためには、校長のリーダーシップや特別支援教育コーディネーター等の中核となる人材の育成が重要です。

【取組の方向性と施策】

① 全ての教員には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要です。そのための取組を推進します。

◆初任者研修、経年研修、総合教育センターにおける夏期短期研修等で、発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒の理解や必要な支援について、専門機関等を活用するなど研修の充実を図ります。

◆各学校における校内研修等の充実により、特別支援学級と交流学級との取組や通級による指導を受けている児童生徒の対応など、校内体制の充実を図ります。

◆特別支援学校教諭免許状を保有している等、特別支援教育に関する専門性の高い教員の採用に努めます。

② 校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等が中心となって、学校全体で特別支援教育の充実を図ります。

◆管理職悉皆研修、特別支援教育コーディネーター養成研修等の実施により、全ての学校における特別支援教育の充実のための人材育成を図ります。

◆学校経営方針として、特別支援教育の推進を位置付け、教育支援委員会等を活用

1 した学校運営を推進します。

成果指標 2-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
全教員を対象とした通常の学級における特別支援教育に関する校内研修等を実施している学校の割合 (%)	—	85.0	100

2 ※特別支援教育を推進するためには、管理職や通常の学級を担当する教員を含めた全
3 ての教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る必要があることから、全教員を
4 対象とした校内研修を実施している学校の割合を成果指標とし、目標値を100%とす
5 る。

6

7

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

【現状】

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にあり、初めて担当する教員が増加しています。
- 新任特別支援学級担当者研修会、特別支援学級・通級指導教室担当者研修会等、特別支援教育を担当する教員の専門性向上のための研修の充実を図っています。

【課題】

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員には、実際に指導に当たる上で必要な、特別の教育課程の編成方法や、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められます。
- 児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められます。
- 各学校における特別支援学級や通級による指導を担当する教員の代替は難しく、研修に参加しにくい環境にあることから、OJT*²⁰やオンラインなど多様な研修方法の工夫により、参加しやすい研修を充実する必要があります。
- 高等学校で通級による指導が制度化され、今後より一層教員の専門性の向上が求められることから、特別支援教育に関する研修の充実・活用を積極的に行うことが重要です。

【取組の方向性と施策】

- 8
- 9 ① 特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上は喫緊の課
10 題となっており、特に、初めて担当する教員も多いことから、様々な工夫に
11 より人材育成を図る取組を推進します。

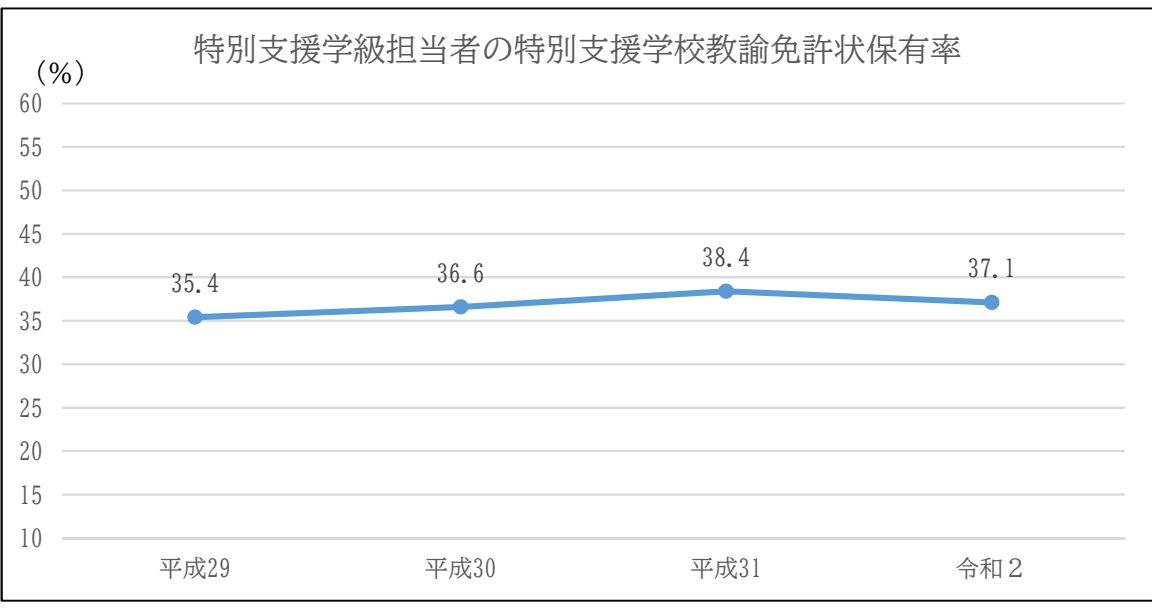
12 *20 OJT

13 OJTとは「On the Job Training」の略語。新人や業務未経験者に必要なスキルや知識を、上司や先輩などのト
14 レナー（OJT担当者）が実務を通じて指導していく教育方法。

- ◆各種研修会等の充実により、特別の教育課程^{*21}の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動の指導法等、専門性の向上を図ります。
- ◆各種研修の受講対象者が増加していることから、オンライン研修、オンデマンド研修等を活用するなど、研修体制の充実を図ります。
- ◆特別支援学校教諭免許状^{*22}取得に向けた免許法認定講習^{*23}等による免許取得を推奨し、資質向上に資する知識技能等の習得を促します。

成果指標 2-2	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭等免許状保有率 (%)	37.1	49.0	60.0

※平成27年の中央教育審議会答申において、小中学校の特別支援学級担任の所持率（平成27年度全国平均30.5%）の2倍程度を目標として取得を進めることが期待されていることから、特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭等免許状保有率を成果指標とし、目標値を60.0%とする。



***21 特別の教育課程**
 小中学校における特別支援学級の教育課程編成では、小中学校の学習指導要領に示されている内容や授業時数などの基準に関わらず、特別の教育課程編成が可能であることが学校教育法施行規則138条に明記されている。特別支援学級における特別の教育課程を編成するにしても、小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならない。また、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年に教科の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

1 (3) 特別支援学校の教員に求められる専門性

【現状】

- 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の幼児児童生徒が在籍しています。
- 特別支援学校に勤務する教員のうち、担当する障害種の教員免許状を持っている教員の割合は年々増加していますが、令和2年度で79%と全国平均83%を下回っています。

【課題】

- 特別支援学校の教員は、重複障害の幼児児童生徒を含め、多様な実態を踏まえた指導を行うため、より高い専門性が求められています。
- 特別支援学校は、特別支援教育のセンター校^{*24}としての役割が求められており、地域の学校等の要請に応じて、様々な助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要です。

2 【取組の方向性と施策】

- 3 ① 多様な幼児児童生徒に対応するため、障害の状態や特性及び心身の発達の
4 段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅
5 広い知識・技能の習得や外部専門家との連携に取り組みます。
6 ◆研究指定校^{*25}等における研究への取組や学校内外の研究活動を推進します。ま
7 た、ICT機器等を活用したオンライン研修、オンデマンド研修を開催し、多くの教
8 員が情報を共有し、資質向上を図る取組を推進します。
9 ◆学校内外の専門家等を活用した授業実践を通して専門性の向上を図ります。
- 10 ② 専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の保有率を高めることが求
11 められており、概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目
12 指して取り組みます。

14 *22 特別支援学校教諭免許状

15 特別支援学校教諭の免許状は、特別支援教育領域を定めて授与される（教育職員免許法第4条の2）。特別支援
16 教育領域は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関す
17 る教育の5領域。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。法第3条第3項に
18 て、「特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭
19 免許状を有していなければならない」とされており、特別支援教育学校にて指導する際に必要な免許状。法附
20 則第16項により、「第3条の規定にかかわらず、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特
21 別支援学校の相当する部の教諭等となることができる」と示されている。

22 *23 免許法認定講習

23 一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大
24 学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習です。教員の資質の保持・向上のた
25 め、現職の教員等がすでに所有している免許状を基にして、一定の在職年数と単位取得によって上位の免許状
26 などの取得を目指し開催されている。

1 ◆特別支援学校教諭免許状を保有していない教員については、免許法認定講習等の
2 受講を促し、当該領域の免許保有率の向上に取り組めます。

3 ◆全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状（全領域）を取得することを
4 目指して取組を推進します。

5 ◆特別支援学校教諭免許状を保有している教員の採用に努めます。

6 ③ 個々の教員の専門性の向上だけではなく、学校全体として高い専門性を担
7 保・共有するための仕組みづくりが必要です。

8 ◆一定の専門性を有した教員の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下
9 しないよう、校内研修の充実など学校が組織として専門性を担保・共有していく
10 取組を推進します。

11 ◆特別支援教育のセンター校として、要請に応じて地域の学校等の障害のある幼児
12 児童生徒に関する助言や援助を行うことが求められていることを踏まえ、その助
13 言・援助に当たっていくための専門性を高める取組を推進します。

14 ◆教職大学院と連携・協働し、現職教員の特別支援教育に関する専門性の向上に努
15 めます。

29 *24 特別支援教育のセンター校

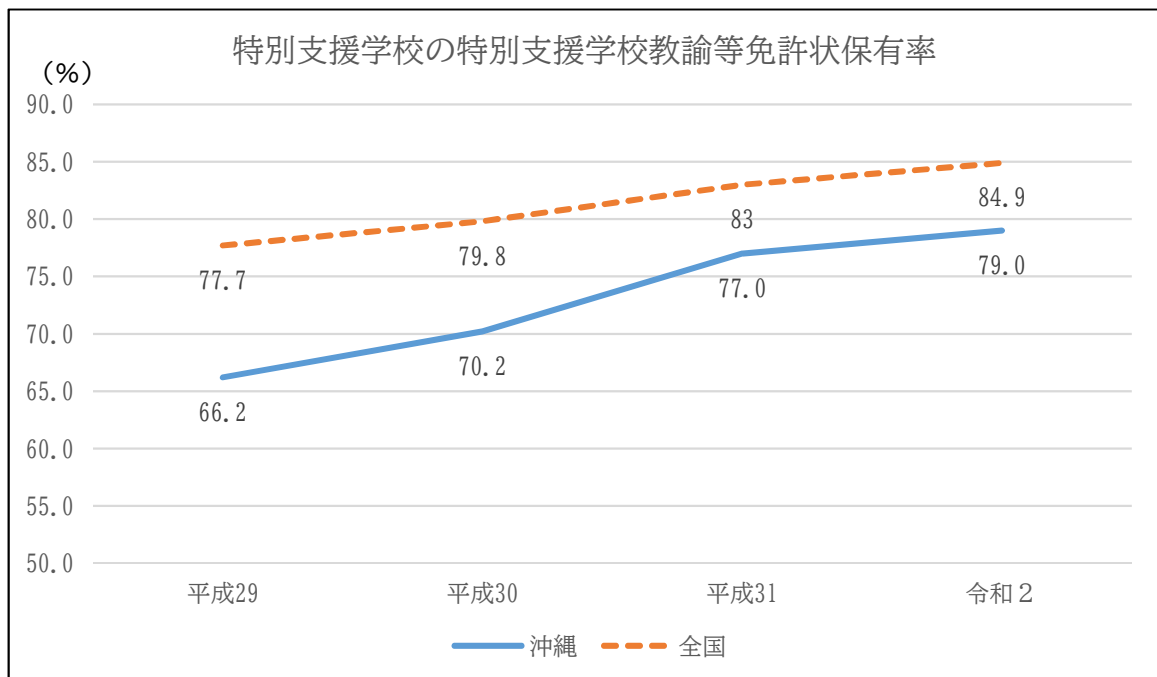
30 地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は中核的な役割を担うことが期
31 待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機
32 能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校
33 が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。具体的
34 にはセンター校として小・中学校等の教員への支援機能や特別支援教育等に関する相談・情報提供などを行う
35 事が求められる。

36 *25 研究指定校

37 研究指定校とは、学校教育の様々な事柄に関する研究課題にもとづき、文部科学省や沖縄県教育委員会などか
38 ら指定を受けて、学校等が一定の期間、調査研究に取り組み、指導内容の改善を図るものであり、研究成果に
39 ついては、報告書の作成や報告会などの開催を通じて、他校への普及に努めていく。

成果指標 2-3	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学校教員の特別支援学校教諭等 免許状保有率 (%)	79.0	89.5	100

※令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、「概ね全ての特別支援学校教員が免許状を取得することを目指して取り組む必要がある。」とされたことから、特別支援学校の特別支援学校教諭等免許状保有率を成果指標とし、目標値を100%とする。



3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上



(1) ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進

【現状】

- ICTは、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができる重要なものです。
- 沖縄県の特別支援学校においても、ICTの積極的な活用が行われ、実践事例集なども作成されています。

【課題】

- 障害の状態や特性、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが重要です。
- 教育の情報化とICT活用を一層推進していくための校内体制の充実を図ることが重要です。

【取組の方向性と施策】

- ① 各障害種に応じた入出力機器やアプリ等を活用して、指導の充実を図ります。

【再掲】

ア 視覚障害教育部門

- ◆幼児児童生徒数が減少する中で、集団による学習機会の保障を行うため、ICT機器等を活用した他校との交流や全国の視覚障害特別支援学校との連携など、充実した学習環境の構築を図ります。
- ◆視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、幼児児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、視覚障害の状態等を考慮した指導方法の工夫・改善を図ります。

イ 聴覚障害教育部門

- ◆視覚的に情報を得やすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の充実を図ります。

ウ 知的障害教育部門

- ◆幼児児童生徒の知的障害の状態や学習環境、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の充実を図ります。

エ 肢体不自由教育部門

- ◆身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の充実を図ります。

オ 病弱教育部門

- ◆身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援

機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の充実を図ります。

◆GIGAスクール構想等を踏まえたICT機器、障害の状態に応じた支援機器等を整備し、その効果的な活用を推進します。（再掲）

② 各特別支援学校において校内情報化推進計画を策定し、教育の情報化とICTの活用を一層推進するよう取り組みます。

◆各学校の校内情報化推進計画に合理的配慮のためのICT機器活用方針を示し、障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。（再掲）

◆沖縄教育DX^{*26}で、児童生徒の障害の特性に合わせたオンライン学習等を提供し、個別最適な学びを推進します。

成果指標 3-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
各特別支援学校における校内情報化推進計画に、合理的配慮の提供のためのICT機器活用方針が示されている学校の割合 (%)	19.0	100	100

※特別支援学校における合理的配慮の提供のためのICT活用を推進するため、校内情報化推進計画に方針が示されている学校の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。

(2) 教員の情報活用能力の向上と校務のICT化

【現状】

○幼児児童生徒一人一人の障害の状態等や育成を目指す資質・能力、学習の習得状況等と照らし合わせながら、効果的なICTを活用した授業の在り方を引き続き検討していくことが求められています。

○沖縄県特別支援学校校務支援システムを活用した校務処理が、平成29年からスタートし、校務の効率化が図られています。

【課題】

○一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進のために、教員が授業にICTを活用して指導する能力を高めていく必要があります。

○校務処理や研究活動、各種研修においてもICTを活用することで、校務の効率化の推進を図っていくことが重要です。

*26 沖縄教育DX

教育DXとは学校のICT環境を活用し、生徒の学び方と教師の働き方を変革することで、県教育庁においては「沖縄教育DX推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、デジタル技

1 術を活用した授業改善や校務効率化支援など施策の計画実施を行っている。

2 **【取組の方向性と施策】**

3 ① 多様な障害による困難さに対応した指導を行うため、教員のICT活用ス
4 キルはこれまで以上に高いものが求められます。そのための取組を推進しま
5 す。

6 ◆学校のICT活用の中心となる教員を養成するため、教育情報化推進講座等の各
7 種研修機会の充実を図ります。

8 ◆具体的なICT活用の実践事例の紹介や研修の充実等により、教員のICT活用
9 指導力の向上に取り組みます。

10
11 ② 沖縄県教育情報化推進計画を踏まえ、これまでの取組の実績・成果や時代
12 の進展を踏まえつつ、ICTの活用により、校務や研修の効率化を推進しま
13 す。

14 ◆特別支援学校教育支援システムを活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画
15 等の円滑な作成や各種情報の一元管理を行うことで、校務の効率化を図ります。

16 ◆研究指定校等における研究への取組や学校内外の研究活動を推進します。また、
17 ICT機器等を活用したオンライン研修、オンデマンド研修を開催し、多くの教員が
18 情報を共有し、資質向上を図る取組を推進します。【再掲】

19

成果指標 3-2	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
各特別支援学校で「教員のICT活用指導力」の状況で「できる」「ややできる」教員の割合 (%)	76.8	100	100

20 ※各特別支援学校における「授業にICTを活用して指導する能力」については、概
21 ねできる割合が76.8%であり、更なる向上を図る必要があることから、各特別支援
22 学校で「教員のICT活用指導力」の状況で「できる」「ややできる」教員の割合
23 を成果指標とし、目標値を100%とする。

4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実



1
2

(1) 就学前からの連携

【現状】

- 就学先については、本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなっています。
- 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度のもののうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める場合は、沖縄県就学支援委員会で改めて審議を行い、就学先を決定しています。

【課題】

- 特別な支援が必要な幼児児童生徒やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要です。
- 乳幼児健診等で発達上の課題やその疑いが見られる場合、早期から医療や療育との連携が有効であり、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携が重要です。
- 教育委員会や福祉部局の主導のもと、保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要があります。

【取組の方向性と施策】

- ① 就学前の障害のある幼児の学びや支援の場の状況を把握し、その保護者を中心とした関係機関との連携を更に強化するとともに、各事業情報の共有・発信方法の工夫と、幼児教育施設等の資源を積極的・効果的に活用することを推進します。
 - ◆特に巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援事業などについて学校関係者にも十分に周知する取組を推進します。
 - ◆障害のある幼児に対する支援に係る情報や相談窓口の情報について、障害の有無に関わらず全ての保護者に周知されるよう情報提供を行います。
- ② 関係機関が集う協議会等を活用して情報共有を行うなど、効率的な連携体制の構築を推進します。
 - ◆早期アセスメントやその後の療育支援が、保育や幼児教育等につながるようするため、「新サポートノートえいぶる」の活用や幼稚園・保育所段階からの「個

- 1 別の（教育）支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用を推進します。
- 2 ◆教育委員会や福祉部局の主導のもと、教育と福祉が連携した研修や、個別の教育
- 3 支援計画を活用したケース会議の充実などを推進します。
- 4

成果指標 4-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
巡回支援専門員整備事業を実施している市町村数（市町村）	19	30	41

- 5 ※就学前からの連携を推進するため、巡回支援専門員整備事業を実施している市町村
- 6 数を成果指標とし、目標値を41市町村とする。
- 7

8 (2) 在学中の連携

【現状】

- 各学校の要請に応じて、各教育事務所から巡回アドバイザー、専門家チームを派遣し、指導・支援の充実を図っています。
- 各学校間で、個別の教育支援計画や個別の指導計画、関連資料等を活用した引き継ぎを行っています。
- 中高連絡協議会*27を実施し、中学校から高等学校への円滑な引き継ぎと連携を推進しています。

【課題】

- 特別支援学校だけではなく、小中学校においても関係機関との情報共有、相談支援ができるような横の連携促進が求められます。
- 小中学校で特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた児童生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校などでの指導や合理的配慮の状況などを引き継いでいくことが重要です。
- 特別支援学校におけるキャリア教育では、学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要です。

9 **【取組の方向性と施策】**

- 10 ① 特別な支援を必要とする児童生徒の指導や合理的配慮の状況等を、個別の
- 11 教育支援計画等を活用し、学校間で適切に引き継ぎ、各学校における障害に
- 12 配慮した適切な指導につなげる組取を推進します。
- 13
- 14

15 *27 中高連絡協議会

16 沖縄県では、障害のある生徒への適切な支援の継続を目的に特別支援教育コーディネーター中高連絡協議会を

17 年1回開催し、全体的な情報共有を行っている。さらに各地区、各学校間においても適宜連絡協議会を開催し

18 ている。

1 ◆放課後等デイサービスを利用している児童生徒の状況などについて、学校と関係
2 機関、事業所等との情報共有、相談支援のための連携会議等を推進します。

3 ◆切れ目ない支援の充実に向けて、教育と福祉などの関係機関の職員が、相互に研
4 修を受講する機会を設けるなどの連携を推進します。

5 ②早期からのキャリア教育では、保護者や身近な教員以外の大人とのコミュニ
6 ケーションの機会や、自己肯定感を高める経験等が、自己のキャリア発達を
7 促す上で重要であり、そのための取組を推進します。

8 ◆地域の就労関係機関との連携を推進し、特別支援学校を卒業した者が働く様子
9 を見学したり実際に職業体験を行ったりする機会の充実を図ります。

10 ◆就労に際して、本人の自己選択・自己決定を尊重するとともに、学校卒業後の生
11 活に向けて福祉制度の理解を深める取組を推進します。

12 ◆大学等進学に際して、進路先との円滑な接続が図られるよう、関係する大学等教
13 育機関や福祉機関等との連携し、直接見学や体験するなど自己選択・自己決定で
14 きるような取組を推進します。

15 ③児童生徒一人一人に応じた将来の自立と社会参加の実現のため、卒業後を見
16 据えた小中高の一貫性のあるキャリア教育を推進します。

17 ◆全ての生徒が希望する進路を実現できるよう支援を充実するとともに、キャリア
18 パスポートを活用しながら、関係機関（労働、教育、福祉、医療、地域等）との
19 連携を推進します。

20 ◆一般企業への就労を希望する生徒に対して、企業側の障害者の理解や受け入れに
21 向けた取組を促進するため、今後も就労支援コーディネーター^{*28}による企業への
22 働きかけとマッチング支援、各種資格試験、特別支援学校技能検定^{*29}の実施等を
23 総合的に推進します。

24 ◆大学等への進学を希望する生徒に対して、進学先での理解や合理的配慮に基づく
25 学びの保障に向けた取組を推進します。

28
29 *28 就労支援コーディネーター

30 対象者と個別に面接を行う等により、生活環境等の状況を把握するとともに、本人の希望、経験、能力等を勘
31 案しつつ、適切な就職支援メニューを選定、振り分けを行い、対象者の誘導を行う。また、対象者のその後
32 の活動状況をフォローするなどの指導・助言を行う。

33 *29 特別支援学校技能検定

34 沖縄県では、年2回特別支援学校高等部の生徒を対象に、就労への意欲や態度の向上を目指し「メンテナ
35 ス」「接客」「パソコン操作」の3つの部門で実施されています。

1 ④ 発達障害等のある児童生徒が在籍する全ての学校において、発達障害等の
2 ある児童生徒の自己理解を促し、自信を高めるような指導や支援の充実に取り
3 組みます。

4 ◆在学中から、自分の得意なことや苦手なことなどについての理解を促し、ソーシ
5 ャルスキルトレーニング*³⁰等でその対処法を学ぶ取組を推進します。

6 ◆卒業後の進路先に、必要な配慮の提供、環境整備についての情報が引き継がれる
7 ように、関係機関との連携促進を図ります。

成果指標 4-2	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
福祉関係機関等との情報共有のための連 携会議等を実施している小中学校の割合 (%)	—	80.0	100

10 ※小中学校在学中における教育と福祉の連携を推進するため、福祉関係機関等との情
11 報共有のための連携会議等を実施している小中学校の割合を成果指標とし、目標値
12 を100%とする。

29 *30 ソーシャルスキルトレーニング

30 ソーシャルスキル・トレーニング（SST）とは、社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせない
31 スキルを身につける訓練のこと。

1 (3) 卒業後の連携

【現状】

- 特別支援学校高等部卒業後に就労する者の割合や就労系障害福祉サービスへ進む者の割合は増加しており、就労系障害福祉サービスから企業への就職に移行する者の数も増加するなど、障害者雇用は着実に進展しています。
- 特別支援学校高等部を卒業後も、必要に応じて、集まる機会の設定や就労支援等、特別支援学校の教員が一定期間支援を継続しています。

【課題】

- 一般就労、就労系を含む障害福祉サービス利用等、多様な進路先との必要な支援方法や配慮等の確実な引継ぎが必要です。
- 卒業後は本人が就職後の生涯学習や余暇活動を充実させるとともに、関係機関と連携し活動の機会を提供するなど、孤立しないようにする必要があります。

2 【取組の方向性と施策】

- 3 ① 学校や教員の過度な負担とならないよう、今後はより一層、卒業時の移行
4 支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の
5 在り方などの検討が必要です。そのための取組を推進します。

6 ◆特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター*31等の関係
7 機関と連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実に取り組
8 みます。

- 9 ② 関係機関・関係者間で、情報提供や情報共有ができるよう、更なる連携を
10 進めます。

11 ◆教育における個別の教育支援計画を卒業後の進路先に引き継ぐための移行支援計
12 画と福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画等が有効に活用さ
13 れるよう取組を推進します。

- 14 ③ 学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、持てる能力を最大限
15 伸ばすことができるよう、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提
16 供に努めます。

17 ◆生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができ
18 るよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様
19 なスポーツや文化芸術活動を体験することができるような取組を推進します。

21
22 *31 障害者就業・生活支援センター

23 障害者就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の
24 関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者
25 の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されている。

成果指標 4-3	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学校高等部卒業後の進路先への移行支援計画の提供率 (%)	—	80.0	100

※特別支援学校高等部卒業後の連携を推進するため、進路先への移行支援計画の提供率を成果指標とし、目標値を100%とする。

(4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒（医療的ケア児）への対応

【現状】

○近年、学校等に在籍する、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、医療的ケア児とする）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

○令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体、学校の設置者等の役割が示されました。

【課題】

○医療的ケア児を含め、特別支援学校対象の児童生徒が小中学校に就学するケースが増えており、基礎的環境整備や合理的配慮の充実が求められています。

○特別支援学校における体制整備を推進するとともに、高等学校での対応も可能となるようにしていく必要があります。

【取組の方向性と施策】

① 医療的ケア児が安心して学校等で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことに取り組みます。

◆教育、医療、保健及び福祉などの関係部局や機関、医療的ケアに知見のある医師や看護師等で構成される、医療的ケア運営委員会等による連携を推進し、県立学校における医療的ケアに関する総括的な管理体制を整備します。

◆各県立学校においては、保護者、主治医、校医、看護師、養護教諭、学級担任等の関係者が連携するとともに、校内委員会の設置、学校の求めに応じて派遣される指導医の巡回等により、安心・安全な実施体制を整備します。

② 幼稚園、小中学校等が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするため、市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図るよう取り組みます。

◆各市町村においては、沖縄県教育委員会が策定した医療的ケアガイドライン等を

- 1 参考にしたガイドラインの策定や医療的ケア運営委員会の設置等により、実施体
2 制の整備を推進します。
- 3 ◆各幼稚園、小中学校等においては、医療的ケア実施要領を策定し、組織的に医療
4 的ケアが実施できるよう、校内委員会を設置します。
- 5 ◆幼稚園、小中学校等に勤務する看護師や養護教諭についても、県教育委員会が実
6 施する医療的ケアに関する研修会への参加や特別支援学校との連携などを推進し
7 ます。
8

成果指標 4-4	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
医療的ケア児が在籍する小中学校のある市町村の内、学校における医療的ケアガイドラインを作成している市町村の割合 (%)	42.9	80.0	100

- 9 ※市町村における安心・安全な医療的ケア実施体制を整備するため、医療的ケア児が
10 在籍する小中学校のある市町村の内、学校における医療的ケアガイドラインを作成
11 している市町村の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。
12

13 (5) 障害のある外国人幼児児童生徒への対応

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際化の進展に伴い、学校等では帰国幼児児童生徒や外国人幼児児童生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる幼児児童生徒の受け入れが多くなっています。 ○一人一人の実態は、それぞれの言語的・文化的背景、年齢、就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々です。 ○沖縄県教育委員会では、外国人保護者向け多言語版パンフレット・リーフレット「お子さんの発達について心配なことはありますか?」（国立障害者リハビリテーションセンターのホームページより）を各市町村に提供しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある外国人幼児児童生徒は増加傾向にあり、幼児期から高等学校段階までの発達段階に応じた指導体制の構築に向け、関係機関が連携し、障害の診断や障害の状態の把握を行う取組を進めることが必要です。 ○障害のある外国人幼児児童生徒が通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校において学ぶ際には、幼児児童生徒の障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援が行われるよう、指導体制の構築が必要です。

1 **【取組の方向性と施策】**

2 ① 日本語指導が必要な外国人幼児児童生徒が将来への現実的な展望が持てる
3 よう、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供することが必要です。そ
4 のための取組を推進します。

5 ◆外国人幼児児童生徒等に対しては、障害の状態や特性等に応じて学校生活や学習
6 に必要な日本語の習得のための指導とともに、日本語の能力に応じた各教科等の
7 指導、自立と社会参加に向けた取組を推進します。

8 ◆外国人幼児児童生徒等に対する早期からの相談体制を整備し、キャリア教育と就
9 労支援の充実を図るとともに、子ども生活福祉部等関係部局とも連携しながら保
10 護者や本人の相談支援の取組を推進します。

11 ② 幼児児童生徒のアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むととも
12 に、家族関係の形成や母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことも必
13 要です。そのための取組を推進します。

14 ◆日本人を含む全ての幼児児童生徒等が、多様な言語や文化、価値観について理解
15 し、互いを尊重しながら学び合う取組を推進します。

16 ◆言語や文化の違いを尊重した保護者との連携も含め、異文化理解や多文化共生の
17 考え方が根付くような取組を推進します。

18

成果指標 4-5	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
障害のある外国人幼児児童生徒の個別の教育支援計画の作成率 (%)	—	80.0	100

19 ※障害のある外国人児童生徒に対する支援の充実を図るため、個別の教育支援計画の
20 作成率を成果指標とし、目標値を100%とする。

1 (6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進

【現状】

- 教育・医療・福祉等地方連絡協議会を実施し、各関係機関との円滑な連携を推進しています。
- 沖縄県特別支援教育総合推進整備事業運営協議会を実施し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学、障害児（者）、関係団体等の関係機関等との連携を図っています。

【課題】

- 文部科学省と厚生労働省の連携による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」等を踏まえ、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との更なる連携強化を図る必要があります。
- 教育と福祉の連携により、就学前から学齢期、社会参加まで、保護者支援を含めて切れ目なく支援していく体制を整備することが重要です。
- 障害者団体や民間の支援団体、大学等と連携し、相談体制の整備や教職員の研修等も含めた特別支援教育に係る施策の推進を図る必要があります。

2

3

【取組の方向性と施策】

4

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築を推進します。

5

6

- ◆特別支援教育総合推進事業運営協議会、発達障害（児）者支援機関連絡会議及び自立支援協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めます。

7

8

- ◆学校の教員研修等において放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある幼児児童生徒に係る福祉制度の周知を図ります。

9

10

- ② 障害のある幼児児童生徒やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要です。そのための取組を推進します。

11

12

- ◆教育委員会や福祉部局等の関係部局及び総合教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示す取組を推進します。

13

14

15

16

- ◆保護者向けハンドブックやパンフレット、「新サポートノートえいぶる」の活用を図るなど、保護者が必要とする情報の提供に努めます。

17

18

19

20

21

- ◆障害のある幼児児童生徒の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまうことがないよう、保護者同士の交流の場の設定、保護者に対するペアレントプログラム等の周知を図ります。

1 ③ 障害者関係団体等の特別支援教育に係る協議会等への参加や教員研修等で
2 の活用などにより、特別支援教育の更なる推進を図ります。

3 ◆必要に応じて、特別支援教育に係る協議会等へ、障害者関係団体等の関係者、民
4 間の支援団体関係者、大学で特別支援教育を研究する専門家等の参加を求め、幅
5 広い意見を聴取することで、施策の推進を図ります。

6 ◆幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員研修で、障害者関係
7 団体等の関係者、民間の支援団体関係者、障害当事者等の人材を活用し、教員の
8 資質向上を図ります。

9
10

成果指標 4-6	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
市町村自立支援協議会で教育関係者が委員として委嘱されている市町村数（市町村）	15	28	41

11 ※障害のある幼児児童生徒の保護者に対する支援の充実を図るため、市町村自立支援
12 協議会で教育関係者が委員として委嘱されている市町村数を成果指標とし、目標値
13 41市町村とする。

沖縄県特別支援教育推進計画(施策の展開と成果指標)

1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化

(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実

成果指標 1-1	特別支援教育コーディネーターを指名している幼稚園等の割合(%)				
現状値	—	中間目標(R8)	80	目標値(R13)	100

(2) 就学相談や学びの場の検討等の支援

成果指標 1-2	就学相談担当者の専門性向上を図る研修の受講者数(人)				
現状値(R3)	773	中間目標(R8)	1,500	目標値(R13)	1,800

(3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実

成果指標 1-3	通級による指導のための教員の巡回を実施している市町村の割合(%)				
現状値	29.3	中間目標(R8)	39.0	目標値(R13)	48.8

(4) 高等学校における学びの場の充実

成果指標 1-4	通級による指導を実施している県立高等学校の数(校)				
現状値(R3)	2	中間目標(R8)	5	目標値(R13)	10

(5) 特別支援学校における教育環境の整備

成果指標 1-5	外部専門家を活用した専門性向上のための研修実施回数(回)				
現状値(R3)	38	中間目標(R8)	66	目標値(R13)	88

(6) 交流及び共同学習の推進

成果指標 1-6	特別支援学校等との交流及び共同学習を実施している県立高等学校の割合(%)				
現状値(R3)	18.3	中間目標(R8)	80.0	目標値(R13)	100

2 特別支援教育を担う教師の専門性向上

(1) 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

成果指標 2-1	全教員を対象とした特別支援教育に関する校内研修等を実施している学校の割合(%)				
現状値(R3)	—	中間目標(R8)	85.0	目標値(R13)	100

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

成果指標 2-2	特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭免許状保有率(%)				
現状値(R2)	37.1	中間目標(R8)	49.0	目標値(R13)	60.0

(3) 特別支援学校の教師に求められる専門性

成果指標 2-3	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率(%)				
現状値(R2)	79.0	中間目標(R8)	89.5	目標値(R13)	100

3 ICT活用による特別支援教育の質の向上

(1) ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進

成果指標 3-1	各特別支援学校における校内情報化推進計画に、合理的配慮の提供のためのICT機器活用方針が示されている学校の割合(%)				
現状値(R2)	19.0	中間目標(R8)	100	目標値(R13)	100

(2) 教師の情報活用能力の向上と校務のICT化

成果指標 3-2	各特別支援学校で「教員のICT活用指導力」の状況で「できる」「ややできる」教員の割合(%)				
現状値(R3)	76.8	中間目標(R8)	85.0	目標値(R13)	100

4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

(1) 就学前からの連携

成果指標 3-1	巡回支援専門員整備事業を実施している市町村数				
現状値(R2)	19	中間目標(R8)	30	目標値(R13)	41

(2) 在学中の連携

成果指標 3-2	福祉関係機関等との情報共有のための連携会議等を実施している小中学校の割合(%)				
現状値(R3)	—	中間目標(R8)	80.0	目標値(R13)	100

(3) 卒業後の連携

成果指標 3-3	高等部卒業後の進路先への移行支援計画の提供率(%)				
現状値(R3)	—	中間目標(R8)	80.0	目標値(R13)	100

(4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒(医療的ケア児)への対応

成果指標 3-4	医療的ケア児が在籍す幼小中学校のある市町村の内、学校における医療的ケアガイドラインを作成している市町村の割合(%)				
現状値(R3)	42.9	中間目標(R8)	80.0	目標値(R13)	100

(5) 障害のある外国人幼児児童生徒への対応

成果指標 3-5	障害のある外国人幼児児童生徒の個別の教育支援計画の作成率(%)				
現状値(R3)	—	中間目標(R8)	80.0	目標値(R13)	100

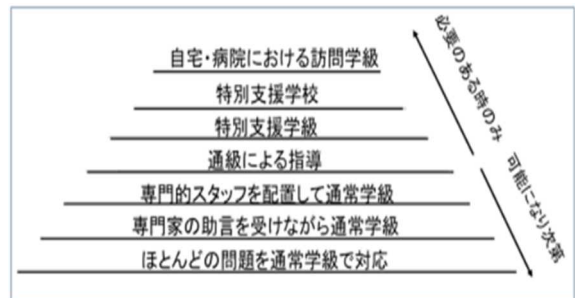
(6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進

成果指標 3-6	市町村自立支援協議会で教育関係者が委員として委嘱されている市町村数(市町村)				
現状値(R2)	15	中間目標(R8)	28	目標値(R13)	41

用語解説一覧

* 1 インクルーシブ教育システム (P1)

障害のある者と無い者が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最も確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様で柔軟な学びの場を用意し行う教育システム。



* 2 教育的ニーズ (P2)

子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの。

* 3 基礎的環境整備 (P2)

合理的配慮の基礎となる環境整備。障害のある児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じて、学校の設置者や各学校がその充実を図っていく必要がある。

* 4 合理的配慮 (P2)

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。特定の場合において必要とされるものであり過度の負担を課さないものをいう。

* 5 通級による指導 (P2)

通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、その障害の状態に応じて「特別な教育課程」による指導を行う教育形態。通級による指導は、その指導を必要とする児童生徒が、自校においてあるいは、「通級指導教室」が開設されている他校に通い、または巡回によって指導を受ける。

* 6 交流及び共同学習 (P2)

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流や共同学習の総称。授業のみならず課外活動や学校以外の地域での活動も含まれる。

* 7 個別の教育支援計画 (P5)

障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として児童生徒が所属する教育機関において作成される計画。

* 8 個別の指導計画 (P5)

障害のある児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、個別の教育支援計画や学習指導要領などを踏まえ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容などをより具体的に明記した指導計画。

***9 園内特別支援委員会 (P5)**

幼稚園等園内において支援を必要とする幼児の実態把握や保育の方針等について話し合い、職員間の共通理解を図る場。小学校等の学校においては校内特別支援委員会などの名称が使われる。

***10 特別支援教育コーディネーター (P5)**

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っている。

***11 新サポートノートえいぶる (P6)**

ご本人のプロフィールや支援の経過等の記録を一冊にまとめ、必要な情報をつづるオリジナルファイル。各ライフステージにおいてスムーズな情報の引き継ぎおよび共有が図られることで、一貫したよりよいサポートが受けやすくなることを目的に、「沖縄県障害者自立支援協議会療育・教育部会特定テーマ別支援ファイルワーキング」で作成。

***12 特別支援教育支援員 (P8)**

教育上特別の支援を必要とする児童の学習または生活上必要な支援に従事する職員。基本的生活習慣の確立のための日常生活上の介助や学習支援、学習活動等における介助などを行う。

***13 カリキュラムマネジメント (P9)**

学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、地域や学校の実態等に即し、学校の特色を生かした適切な教育課程を編成、実施するとともに、絶えず評価、改善していくことを、カリキュラム・マネジメントという。各学校では、教育課程の編成において、カリキュラム・マネジメントとして学校教育全体を通して育成すべき学力と、各教科等で育成すべき資質・能力との相関・関連を図りつつ、教育活動全体を主体的に改善していくことが重要となる。

***14 GIGA スクール構想 (P9)**

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する政策。

***15 キャリアパスポート (P10)**

児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（生徒たちのレポートや試験用紙、活動の様子を残した動画や写真などを、ファイル等にまとめられたもの）のこと。

***16 視覚補助具 (P14)**

視覚障害者、特に弱視者が見えにくさを補助する目的で、生活場面や学習場面や使用する補助具のこと。ルーペや拡大読書器、単眼鏡、遮光眼鏡などが存在する。近年ではタブレット端末なども視覚補助具として使用が認められている学校もある。

***17 巡回アドバイザー (P16)**

通常の学校からの要請をうけて、特別支援学校の職員が巡回アドバイザーとして各教育事務所を通して派遣される。通常の学校における障害のある子への支援などの指導助言を行う。

***18 専門家チーム (P16)**

専門的な立場から、発達障害等の判断や学校及び特別支援教育巡回アドバイザーへの指導助言を行う。各教育事務所にて専門家チームが構成されている。

***19 副次的な籍 (P18)**

副次的な籍とは「副学籍的対応」のことで、特別支援学校に学籍のある幼児児童生徒が、居住地校交流等を実施する際に教育的観点から行われる合理的配慮を含めた物心両面の対応である。具体的には、交流学級の机やロッカー等に交流予定者の記名をする等の物理的対応や事前に紹介資料の作成・共有、事後に感想文を共有すること等が想定される。「副学籍的対応」を行うことで、両校それぞれの幼児児童生徒が、お互いを正しく理解し連帯感や自己肯定感が生まれ充実した取組となると考えられる。

***20 OJT (P21)**

OJTとは「On the Job Training」の略語。新人や業務未経験者に必要なスキルや知識を、上司や先輩などのトレーナー（OJT担当者）が実務を通じて指導していく教育方法。

***21 特別の教育課程 (P22)**

小中学校における特別支援学級の教育課程編成では、小中学校の学習指導要領に示されている内容や授業時数などの基準に関わらず、特別の教育課程編成が可能であることが学校教育法施行規則 138 条に明記されている。特別支援学級における特別の教育課程を編成するにしても、小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならない。また、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年に教科の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

***22 特別支援学校教諭免許状 (P22)**

特別支援学校教諭の免許状は、特別支援教育領域を定めて授与される（教育職員免許法第4条の2）。特別支援教育領域は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の5領域。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。法第3条第3項にて、「特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない」とされていて、特別支援教育学校にて指導する際に必要な免許状。法附則第16項により、「第3条の規定にかかわらず、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる」と示されている。

***23 免許法認定講習 (P22)**

一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習。教員の資質の保持・向上のため、現職の教員等がすでに所有している免許状を基にして、

一定の在職年数と単位取得によって上位の免許状などの取得を目指し開催されている。

***24 特別支援教育のセンター校 (P23)**

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。具体的にはセンター校として小・中学校等の教員への支援機能や特別支援教育等に関する相談・情報提供などを行う事が求められる。

***25 研究指定校 (P23)**

研究指定校とは、学校教育の様々な事柄に関する研究課題にもとづき、文部科学省や沖縄県教育委員会などから指定を受けて、学校等が一定の期間、調査研究に取り組み、指導内容の改善を図るものであり、研究成果については、報告書の作成や報告会などの開催を通じて、他校への普及に努めていく。

***26 沖縄教育 DX (P27)**

教育 DX とは学校の ICT 環境を活用し、生徒の学び方と教師の働き方を変革することで、県教育庁においては「沖縄教育 DX 推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、デジタル技術を活用した授業改善や校務効率化支援など施策の計画実施を行っている。

***27 中高連絡協議会 (P30)**

沖縄県では、障害のある生徒への適切な支援の継続を目的に特別支援教育コーディネーター・中高連絡協議会を年 1 回開催し、全体的な情報共有を行っている。さらに各地区、各学校間においても適宜連絡協議会を開催している。

***28 就労支援コーディネーター (P31)**

対象者と個別に面接を行う等により、生活環境等の状況を把握するとともに、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切な就職支援メニューを選定、振り分けを行い、対象者の誘導を行う。また、対象者のその後の活動状況をフォローするなどの指導・助言を行う。

***29 特別支援学校技能検定 (P31)**

沖縄県では、年 2 回特別支援学校高等部の生徒を対象に、就労への意欲や態度の向上を目指し「メンテナンス」「接客」「パソコン操作」の 3 つの部門で実施されている。

***30 ソーシャルスキルトレーニング (P32)**

ソーシャルスキル・トレーニング (SST) とは、社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練のこと。

***31 障害者就業・生活支援センター (P33)**

障害者就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されている。